

岩沼市総合評価方式
制限付き一般競争入札落札者決定基準

令和2年4月 岩沼市

1 総則

本落札者決定基準は、岩沼市が発注する建設工事の請負者選定のために実施する総合評価方式制限付き一般競争入札における落札者の決定基準を示すものである。

2 総合評価に関する事項

(1) 総合評価点の算出方法

ア 総合評価は、次の要件を全て満たす者を対象に行う。

- (ア) 入札公告に定めた入札参加資格の要件を満たす者
- (イ) 入札価格が失格基準価格以上予定価格以下の者
- (ウ) 技術力等の審査に供する資料を決められた期日以内に提出した者

イ 総合評価点（評価値）の算式

評価値＝価格評価点＋技術評価点

ウ 価格評価点及び技術評価点の配点

- (ア) 価格評価点 100点
- (イ) 技術評価点 25点
- (ウ) 評価値 (ア)+(イ)の合計で125点を満点とする。

エ 価格評価点の算出方法

価格評価点は、満点を100点とし、次の算式により求める。

・満点入札率 (%)

$$A = \text{調査基準価格} / \text{予定価格} \times 100$$

・入札率 105%における価格評価点を0点、入札率 A%における価格評価点を100点とした2点を通る、 $x^2/a^2 + y^2/b^2 = 1$ ($b > a > 0$) で示される楕円の式により算出される以下の y の値とする。

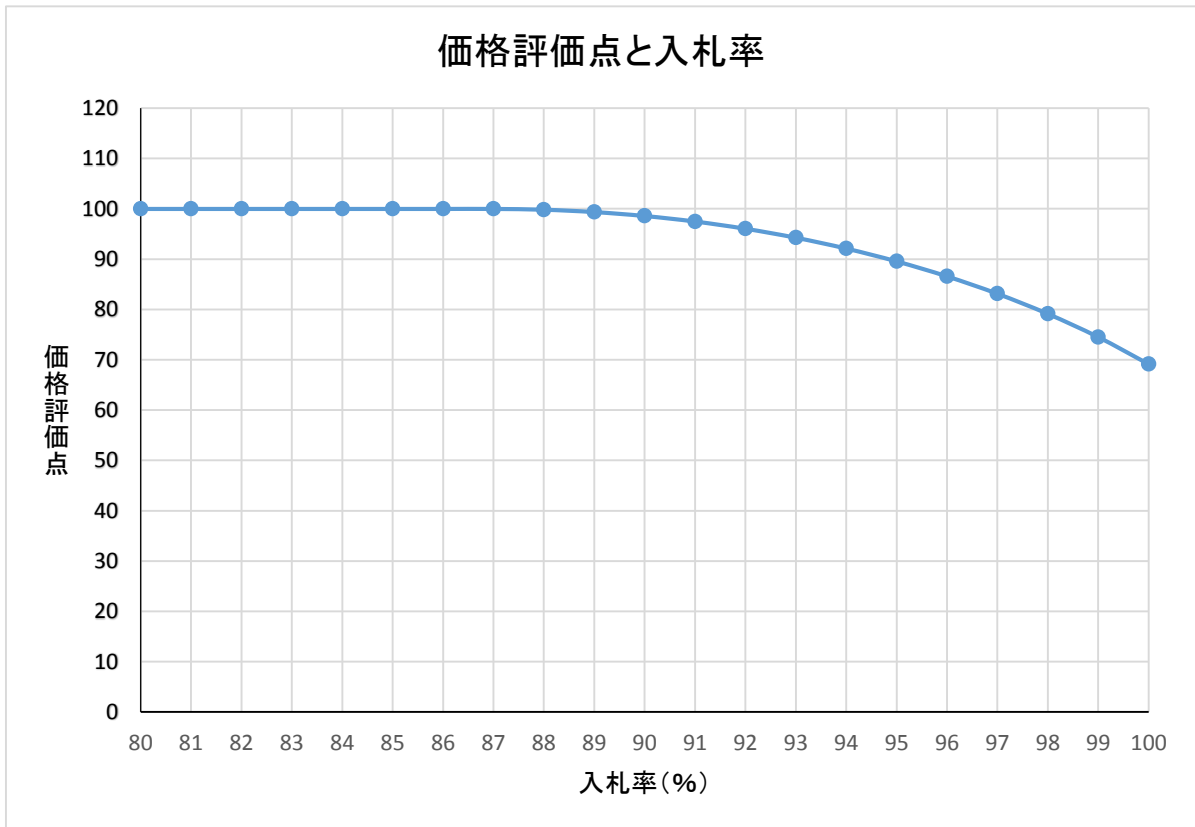
●価格評価点 $y = (b^2 \times (1 - x^2/a^2))^{1/2}$

$$\left(\begin{array}{l} y : \text{価格評価点} \\ x : \text{入札率} - A \\ a : 105 - A \\ b : 100 \end{array} \right)$$

※入札率＝入札価格／予定価格×100

※入札率A%以下は、価格評価点の満点（100点）で一定とする。

※A、入札率、価格評価点は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの値とする。



※ 図は、A=87%の場合を表したもの

オ 技術評価点の算出方法

- (ア) 技術評価点は、入札参加者が提出した技術力等の審査に供する資料により算出する。
- (イ) 技術評価点は、入札参加者の申告を最高点とし、錯誤の申告の取扱いにより市が行う修正評価は減点措置のみとする。
- (ウ) 技術力等の審査に供する資料の提出後の修正は認めない。

カ 錯誤の申告の取扱い

- (ア) 入札参加者が有している実績未満の内容で申告したことが明らかになっても、入札参加者の申告内容のとおり評価する。
- (イ) 入札参加者が有している実績を上回る内容で申告したことが明らかになった場合は、市は当該評価項目の評価を最低点に修正する。

(2) 落札者の決定方法

ア 落札候補者の決定

入札参加者で総合評価を実施することとなった者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とする。

イ 評価値が同点の場合の取扱い

評価値の最も高い者が2者以上いるときは、次により落札候補者を決定する。

(ア) 技術評価点で減点のない者

(イ) 前号において、技術評価点に減点のない者が2者以上いるか、又は減点のない者がいないときは、入札金額の最も低い者

(ウ) 前号において、入札金額の最も低い者が2者以上いるときは、該当者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

ウ 落札者の決定

落札候補者について、規則及び要綱の規定等に照らし、落札者として適当と認めるときは、落札者として決定する。

(3) 配置予定技術者の取扱い

契約前に申告した配置予定技術者を配置できないときは、いかなる理由であっても契約辞退の取扱いとなり、契約しない。

契約後の技術者の変更も原則として認めない。配置技術者の死亡、傷病、退職、妊娠、出産、育児、介護その他やむを得ない事情で配置技術者を変更せざるを得ないと市が認めた場合は、工事完了時の履行確認において、新たな配置技術者について再評価を行い、変更前の配置技術者の評価結果を下回った場合は、工事成績評定において履行が確保されなかったとして評価する。ただし、配置技術者本人の妊娠・出産により変更せざるを得なかった場合は、再評価を行わない。

3 技術評価点における評価項目及び評価基準の設定

次の評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。

評価点の視点		評価項目及び評価基準	配点	評価点
企業の技術力	企業の施工能力	ア 過去10年間の同種の公共工事の施工実績 ・対象工事と同種工事の施工実績が2件以上あり	2	
		・対象工事と同種工事の施工実績が1件あり	1	
		イ 過去5年間における国又は県の優良工事表彰 ・表彰1回以上	1	
		ウ ISOマネジメントシステム等の取組状況		
		(ア) ISO9001		
		(イ) ISO14001、エコアクション21又は みちのくEms		
		・(ア)(イ)ともに取得している。	2	
		・(ア)(イ)のいずれかを取得している。	1	
		エ 過去10年間の岩沼市内での公共工事の施工実績 ・岩沼市発注工事の施工実績あり	2	
		・その他公共工事の施工実績あり	1	
	オ 地域への精通度			
	・岩沼市に本店がある。	2		
	・岩沼市に支店等がある。	1		
	配置予定技術者の能力	ア 主任(監理)技術者の保有資格 ・1級国家資格者又は技術士	2	
		・2級国家資格者	1	
		イ 継続教育(CPD)の取組状況 ・証明あり(推奨単位以上)	1	
		・証明あり(推奨単位1/2以上取得)	0.5	
		ウ 過去10年間の主任(監理)技術者として同種の公 共工事の施工実績		
・対象工事と同種工事の施工実績が2件以上あり		2		
・対象工事と同種工事の施工実績が1件あり		1		
エ 過去5年間における国又は県の優良工事表彰 ・表彰1回以上		1		
地域貢献度	災害時における地域貢献	ア 岩沼市との間で災害時の協力等に関する協定締結 ・締結あり	1	
		イ 災害時の配備体制及び過去1年間に訓練実施 ・実績あり	1	
	通常時における地域貢献	過去1年間に、単体又は加盟する団体において、半日 以上の無償ボランティア参加実績		
		・参加回数3回以上	3	
		・参加回数2回	2	
	・参加回数1回	1		
雇用における地域貢献	ア 従業員における岩沼市内在住の若手技術者の雇用 ・雇用あり	1		
	イ 従業員における岩沼市消防団員の雇用 ・雇用あり	1		
社会性	安全衛生や福祉等への取組	① 建設業労働災害防止協会への加入		
		② 次世代育成支援に関する措置 (常用雇用者数が101人以上である者は除く。)		
		③ 障害者雇用の促進		
		④ 高年齢者雇用の促進		
		⑤ 岩沼市シルバー人材センターへの発注		
		⑥ 協力雇用主の登録		
		⑦ 協力雇用主による保護観察対象者等の雇用		
		①～⑦のうち		
・5項目以上該当している。	3			
・3項目から4項目該当している。	2			
・1項目から2項目該当している。	1			
減点		過去2年間の事故及び不誠実な行為		
		・文書注意	-2	
		・指名停止	-4	
合計(技術評価点の最高点数)			25	

4 技術評価点における評価項目及び評価基準の説明

(1) 企業の技術力について

ア 企業の施工能力について

(ア) 過去10年間の同種の公共工事の施工実績

- ・ 対象工事と同種工事の施工実績が2件以上あり 2点
- ・ 対象工事と同種工事の施工実績が1件あり 1点
- ・ 実績なし 0点

公共工事の施工実績とは、国、地方公共団体、独立行政法人、公社その他これに類する法人が発注する工事を1回以上受注し、これを完了した実績をいう。共同企業体による施工実績は、当該業者の出資比率30%以上である場合に対象とする。同種工事とは、建設業法上の同一業種であるもので、かつ、案件ごとに入札公告で示す同様の内容を有する工事をいう。また、複数の実績がある場合は、そのうち得点の一番高いものを評価する（以下の項目も同様）。

(イ) 過去5年間における国又は県の優良工事表彰

- ・ 表彰1回以上 1点
- ・ 実績なし 0点

対象となる表彰は、①東北地方整備局優良工事表彰（局長・所長）、②東北農政局農業農村整備事業等優良工事等の請負業者等の表彰、③宮城県優良建設工事施工業者表彰、④宮城県道路公社優良建設工事施工業者表彰で、過去5年間の受賞実績のある工種と公告した工事の工種が同一のものを対象とする。

(ウ) ISOマネジメントシステム等の取組状況

a : ISO9001

b : ISO14001、エコアクション21又はみちのくEms

上記a bについて

- ・ 両方とも取得している。 2点
- ・ いずれかを取得している。 1点
- ・ 両方とも取得していない。 0点

(エ) 過去10年間の岩沼市内での公共工事の施工実績

- ・ 岩沼市発注工事の施工実績あり 2点
- ・ その他公共工事の施工実績あり 1点
- ・ 実績なし 0点

(オ) 地域への精通度

- ・ 岩沼市に本店がある。 2点
- ・ 岩沼市に支店等がある。 1点
- ・ その他 0点

イ 配置予定技術者の能力について

(ア) 主任（監理）技術者の保有資格

- ・ 1級国家資格者又は技術士 2点
- ・ 2級国家資格者 1点
- ・ その他 0点

保有資格とは、当該工事に係る業種について保有する資格を指す。複数の資格を保有している場合は、得点の高い資格1つを評価の対象とする。

(イ) 継続教育 (CPD) の取組状況

- ・ 証明あり (推奨単位以上) 1 点
- ・ 証明あり (推奨単位 1 / 2 以上取得) 0.5 点
- ・ 証明なし 0 点

当該工事に配置する技術者について、以下のいずれかの対象団体が実施している継続教育の登録において、各団体の推奨単位に対する単位の取得状況を対象とする。なお、継続教育の単位取得の証明期間の末日は、入札公告に記載の総合評価技術評価資料提出受付期間初日から過去1年以内とする。

- ・ (公社) 日本技術士会 150 単位 (3年間) 又は 50 単位 (1年間)
- ・ (一社) 全国土木施工管理技士会連合会 20 単位 (1年間)
- ・ (公社) 農業農村工学会技術者継続教育機構 50 単位 (1年間)
- ・ (公社) 日本建築士会連合会 12 単位 (1年間)
- ・ (公社) 空気調和・衛生工学会 50 単位 (1年間)
- ・ (一社) 建築設備技術者協会 105 単位 (3年間)

(ウ) 過去10年間の主任(監理)技術者として同種の公共工事の施工実績

- ・ 対象工事と同種工事の施工実績が2件以上あり 2 点
- ・ 対象工事と同種工事の施工実績が1件あり 1 点
- ・ その他 0 点

当該配置予定技術者が工事期間の80%以上を主任技術者又は監理技術者として選任されていなければならない。また、主任技術者又は監理技術者以外の技術者・現場代理人としての施工実績は評価の対象ではなく、その他となる。

※ 配置予定技術者は受注者の都合で変更することはできません。

【契約前】 入札時に申告した配置予定技術者を配置できないときは、いかなる理由でも契約できない。

【契約後】 配置技術者の死亡、傷病、退職、妊娠、出産、育児、介護その他やむを得ない事情で配置技術者を変更せざるを得ないと市が認めた場合は、工事完了時の履行確認において、新たな配置技術者について再評価を行い、変更前の配置技術者の評価結果を下回った場合は、工事成績評定において履行が確保されなかったとして評価する。ただし、配置技術者本人の妊娠・出産により変更せざるを得なかった場合は、再評価を行わない。

(エ) 過去5年間における国又は県の優良工事表彰

- ・ 表彰1回以上 1 点
- ・ 実績なし 0 点

現場代理人を表彰対象とする「東北地方整備局優良企業 (現場代理人) 表彰 (いわゆる SAFETY 優良企業 (現場代理人) 表彰)」及び「宮城県建設工事事故防止優良者表彰」を対象とする。ただし、同一工事で両表彰を重複受賞した場合は1回の実績とする。また、表彰を受けた工事に現場代理人とは兼務せずに、(監理)主任技術者として従事した場合も対象とする。

(2) 地域貢献度について

ア 災害時における地域貢献について

(ア) 岩沼市との間で当該業者又は当該業者が加入する団体が災害時の協力等に関する協定を締結

- ・ 締結している。 1点
- ・ 締結していない。 0点

(イ) 災害時の配備体制及び過去1年間の岩沼市内における訓練実施

- ・ 実績あり 1点
- ・ 実績なし 0点

当該業者又は当該業者が加入する団体が実施する災害時の配備体制に基づく防災協定の目的を達成するための訓練や、公共土木施設災害の応急対応等に資する訓練の実績を対象とする。加入する団体の訓練実施を実績とする場合は、当該訓練への参加を必須とする。

イ 通常時における地域貢献

過去1年間の当該業者又は当該業者が加入する団体が市内で半日以上は無償ボランティア（当該業者の参加が必須）を行った際に参加した回数

- ・ 参加回数3回以上 3点
- ・ 参加回数2回 2点
- ・ 参加回数1回 1点
- ・ 参加なし 0点

半日以上は無償ボランティアとは、無償（実費弁償は可）で、4時間以上（準備時間を含む。）の清掃、緑化、岩沼市施設の修繕、岩沼市主催のイベント協力（金品のみの提供は除く。）等の活動を行ったことをいう（岩沼市施設以外の福祉施設等のボランティア（修繕含む。）は対象外）。

ウ 雇用における地域貢献について

(ア) 従業員（役員を除く。）における岩沼市内在住の若手技術者の雇用

- ・ 雇用あり 1点
- ・ 雇用なし 0点

当該工事の入札公告日現在において、満35歳未満の岩沼市内在住者で、建設業法で規定する監理技術者又は主任技術者になりうる資格を持つ者を3か月以上直接的・恒常的に雇用していることを評価する（短時間勤務従業員の換算は不可）。

(イ) 従業員（役員を除く。）における岩沼市消防団員の雇用

- ・ 雇用あり 1点
- ・ 雇用なし 0点

3か月以上直接的・恒常的に雇用していること（短時間勤務従業員の換算は不可）。

(3) 社会性について

企業の安全衛生や福祉等に対する取組を評価する。

- ア 建設業労働災害防止協会への加入
 - イ 次世代育成支援に関する措置
 - ウ 障害者雇用の促進
 - エ 高齢者雇用の促進
 - オ 岩沼市シルバー人材センターへの発注
 - カ 協力雇用主の登録
 - キ 協力雇用主による保護観察対象者等の雇用
- 上記項目のうち
- ・ 5項目以上該当している。 3点
 - ・ 3項目から4項目該当している。 2点
 - ・ 1項目から2項目該当している。 1点
 - ・ 該当しない。 0点

- ア 入札公告日現在において、建設業労働災害防止協会へ加入していること。
- イ 入札公告日現在において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定済み及び都道府県労働局に届出済みであること(ただし、常用雇用者数101人以上である者は除く。)
- ウ 障害者の雇用状況報告義務がある事業者については、直近の障害者雇用状況報告及び入札公告日現在において、法定雇用率を満たしていること。障害者の雇用状況報告義務がない事業者については、入札公告日現在で3か月以上1人以上(所定労働時間が30時間以上の者をいい、所定労働時間が20時間以上30時間未満の場合は、2人以上とする。)障害者を雇用していること。
- エ 入札公告日現在において、65歳以上の者を3か月以上1人以上(当該法人の従業員に定められている1週当たりの労働時間を1人と換算し、65歳以上の直接的に雇用されている者の労働時間を合計し、3か月以上1人以上となること。)雇用していること。
- オ 過去1年間で岩沼市シルバー人材センターへの発注実績があること。
- カ 入札公告日現在において、保護観察所に更生保護の協力雇用主として登録があること。
- キ 協力雇用主に登録のある事業者が、更生保護法第48条に規定する保護観察対象者又は同法第85条に規定する更生緊急保護の対象者を入札公告日から起算して、2年以内に3か月以上継続雇用した実績があること。

以上を各項目の該当要件とする。ただし、ウ、エ及びキについては、当該業者の役員は対象に含めない。

(4) 過去2年間の事故及び不誠実な行為について

- ・ 該当なし 0点
- ・ 文書注意 -2点
- ・ 指名停止 -4点

文書注意とは指名停止要領に定める文書による指導・警告をいい、指名停止とは同要領に基づき措置されたものをいう。同一工事で文書注意と指名停止があった場合は、指名停止の減算のみとする。

※ 評価項目における期間の考え方は次のとする。

入札公告日現在で○か月：入札公告日を起算として直近の○か月

過去○年間：入札公告日の属する年度を除く直近の○か年度に当該年度の入札公告日までを加えた期間

過去○か年度：入札公告日の属する年度を除く直近の○か年度